

公 示 日：2023年6月21日（水）

調達管理番号：23a00338

国 名：ネパール

担当部署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調達件名：ネパール国カトマンズ盆地都市交通システムマスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（都市交通計画）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：都市交通計画
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年8月下旬から2023年10月中旬
- （2）業務人月：現地 0.70、国内 0.50、合計 1.2
- （3）業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 21日、整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2023年7月5日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ  
◇ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月14日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通計画に係る各種業務
対象国及び類似地域	南アジア及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景・留意事項

- (1) 要請の背景

カトマンズ郡、ラリトプル郡及びバクタプル郡の3郡から構成されるカトマンズ盆地は、ネパールの政治・経済・社会の最大の中心地である。カトマンズ盆地の人口は2001年の約160万人から、2021年には約303万人に増加し、2030年には約374万人に達すると予測されている。特に、カトマンズ盆地東部に位置

するバクタプル市は新規の宅地開発等が進み人口増加が顕著な地域で、カトマンズ盆地開発公社（Kathmandu Valley Development Authority。以下、「KVDA」という）が同市の都市開発を計画していることから、首都圏中心部と東部間の交通量の増加が見込まれている。しかし、カトマンズ盆地は5世紀から続く古都であることや盆地の高低差により地形的な制約が大きいことから道路網の拡充が容易でない。現状、公共交通機関は民間業者主体のバス輸送のみであり、そのネットワーク、サービス頻度とも限定的であり、公共交通システムの分担率は低く、同地域の交通渋滞は悪化の一途を辿っている。カトマンズ盆地は、すでに人口が300万人を超えていることに鑑み、鉄道等の軌道系交通を含む公共交通の計画的な整備が必要である。

こうした状況に対し、JICAはネパール政府からの要請に応じて「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」を実施し、2017年に都市交通マスタープラン（目標年次2030年）（以下、「JICA MP」という。）の策定を支援した。JICA MPでは最優先事業として中心市街地の交通集中区間におけるフライオーバー建設を含めた東西軸道路の強化を打ち出すとともに、アウター・リング・ロードの形成及び都市機能の一部の郊外移転、また長期的施策として軌道系交通を軸とした公共交通システムの拡充を提言した。加えて、2019年に「カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査」を実施し、長期的には東西方向に増加する交通需要に対応するため、2030年を目標に都市鉄道システム（MRT）の導入の提言を行っている。

しかしながら、2017年のJICA MPの交通量調査は2015年の同国震災前の情報が用いられていること、またコロナ禍前の調査であることから、現在のカトマンズ盆地の交通実態とは乖離が生じており、改めての交通量調査の実施およびそれに基づく需要予測を行うことが必要な状況となっている。その他、カトマンズの公共交通についてはJICA MP以外にも他援助機関等により過去に調査が複数行われ、それぞれ導入すべき公共交通システムのモードおよびルートについて異なる提案を行っている。これら既往調査のレビューを行うとともに、新たに実施する交通調査および需要予測を踏まえた将来の交通状況とその課題の検討を行い、最適な公共交通の在り方について検討する必要がある。さらに同国の都市交通セクターの事業は、インフラ交通省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport。以下、「MOPIT」という。）に加え、都市開発省、KVDA、投資庁、首相官邸、カトマンズ都市圏（各自治体）など多数の機関が関係している。また、2015年の新憲法施行によって導入された連邦制により地方自治体にも機能が分散され、都市計画との十分な整合性が図られないまま都市交通に係る事業が行われている。このため、今後必要となる公共交通の事業運営体制の検討のためにも各関係機関の所掌内容や範囲の整理、組織間の連携が必要となっている。

かかる状況下、カトマンズ盆地の公共交通の路線等の計画とあわせ、事業運営体制や法制度等の具現化に必要な事項の検討及び整理、新たな公共交通システムの具体化方策、交通インフラ、交通マネジメントといった幅広い検討を通じた都市交通マスタープランの策定／改訂の支援要請が日本政府になされた。

## (2) プロジェクト概要

要請書では、開発調査型技術協力で都市交通マスタープランを策定することが提案された。以下表のとおり、MRTに関する詳細検討を期待した内容が記載されているが、JICAの事前検討においては、対象地域の人口規模や現在交通量、地形特性を踏まえ、必ずしも現時点で優先交通モードをMRTのみに限定することなく、対象地域内の交通現況分析及び需要予測を踏まえ、適切な都市公共交通ネットワーク整備や交通管理等に向けた提案を行っていく必要があるとの考えに至っている。

### 【要請書内容（抜粋）】

案件の期間	3年間
インパクト	MRTのMPを検討することにより、カトマンズ盆地における都市交通の向上に貢献する
アウトプット	①カトマンズ盆地におけるMRTのMPの確認を行う ②MRTのFSを行う ③MOPIT（インフラ交通省）、DORW（鉄道局）、DOR（道路局）、KVDA（カトマンズ盆地開発公社）の能力向上を行う ④カトマンズ盆地における都市鉄道システム開発に関する制度の整備を行う

上記前提の下、現時点で想定するプロジェクト概要は以下表のとおり。プロジェクトの枠組みは、詳細計画策定調査の結果及びネパール側との協議を踏まえ改訂する。

### 【想定するプロジェクト概要】

案件の期間	3年間
対象地域	カトマンズ盆地（カトマンズ郡、ラリトプル郡及びバクタプル郡）
インパクト	カトマンズ盆地の都市交通において、本案件で策定された都市交通マスタープランに基づき、優先プロジェクトや施策が実行に移されることで、包括的な都市交通システムの構築、運用がなされる。

アウトプット	カトマンズ盆地における持続可能な都市交通マスタープランが策定される。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市交通及び都市開発に関する現状及び将来計画の把握及び分析</li> <li>② 土地利用状況の確認</li> <li>③ 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認</li> <li>④ 交通関連データの収集（交通調査含む）及びDX活用に関する検討</li> <li>⑤ 都市鉄道等の計画分析（既往調査レビュー）</li> <li>⑥ 都市計画分析（既往調査レビュー）</li> <li>⑦ 関連する政策、規制、政策決定プロセス等の把握及び分析</li> <li>⑧ 公共交通導入・建設に関する法律類の分析、検討</li> <li>⑨ 関係機関及び組織の現状把握、分析</li> <li>⑩ 交通需要予測</li> <li>⑪ 交通計画（公共交通ネットワーク、交通管理、交差点及び道路の改良等も含む）</li> <li>⑫ 都市交通規制機関および事業者の検討</li> <li>⑬ 都市交通実現に向けた調達方法の検討</li> <li>⑭ 複数交通モードの連結性の検討</li> <li>⑮ マスタープラン策定（フィーダー輸送計画も含む）</li> <li>⑯ マスタープラン実施後の経済社会状況の検討</li> <li>⑰ マスタープラン実施による気候変動対策効果</li> <li>⑱ 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会配慮も含めた代替案の比較検討</li> <li>⑲ 優先公共交通モードに係る整備手順（車体のカトマンズ盆地への輸送方法を含む）および概略事業費算定</li> <li>⑳ 優先公共交通モードに係る資金調達計画・経済財務分析</li> <li>21 優先公共交通モードに係るジェンダーを意識した構造物などの在り方の検討</li> <li>22 優先公共交通モードを軸とした都市計画（TOD）の在り方の検討</li> <li>23 環境・社会面の法制度概要の調査</li> </ul>

	24 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
	25 環境社会配慮情報公開用資料の作成
	26 広報活動

### (3) プロジェクト実施に向けた留意事項

#### ① ネパール側の実施体制

本プロジェクトは、MOPIT から要請され、主たるカウンターパートも同機関を想定しているが、都市交通セクターの事業はこれに加え、都市開発省、KVDA、投資庁、首相官邸、カトマンズ都市圏（各自治体）など多数の機関が関係している。また、2015 年の新憲法施行によって導入された連邦制により地方自治体にも各機関の機能が分散されており、都市計画との十分な整合性が図られないまま都市交通に係る事業が行われている。今後必要となる公共交通の事業運営体制の検討のためにも各関係機関の所掌内容や範囲の整理、組織間の連携に関する提案とその実現が必要となる。

また、ネパール政府は全国の各都市において、都市交通政策の策定や効率的な交通ネットワークの運営管理体制の構築を目的として、都市交通を管轄する委員会（Urban Area Public Transport Authority。以下、「UAPTA」という）の設立が進められており、今後は都市交通の政策立案や運営管理に関する関係機関の調整等を担うプラットフォームの構築が期待されていることから、詳細計画策定調査時に UAPTA の状況についても確認を行う。

#### ② 日本・JICA の関連協力

これまで「カトマンズ市交差点改良計画」（無償資金協力、2001 年交換公文（E/N）署名）、「カトマンズーバクタプル間道路改修計画」（無償資金協力、2008 年 E/N 署名）、「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」（開発計画調査型技術協力、2014 年～2017 年）や「カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査」（【有償勘定技術支援】、2018 年～2019 年）の協力を実施している。

これらを通じカトマンズ盆地内の交通渋滞の緩和や、都市交通における課題の抽出及び解決策等の策定を行ってきた。また、2021 年度よりカトマンズ首都圏における都市交通行政に係る政策立案・計画実施・調整体制の構築等に従事する「交通計画アドバイザー」（個別専門家）を MOPIT へ派遣しており、都市交通改善に関する能力向上を目指している。さらには「都市交通マネジメントプロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、カトマンズ盆地の主要な交差点における交通渋滞の改善や交通安全の推進を目指しており、これらの事業との相乗効果が期待される。

### ③ 他機関の関連協力

アジア開発銀行は、2018年にMRTの5つの路線を提案しており、東西回廊(Bhaktapur～Gongabu)を優先的回廊として推奨、加えてBRTの環状線およびBishnumati川道路上の整備を推奨している。本事業との連携も想定されるため、関係者へのヒアリングを行い、詳細情報を収集する。中国はネパールとの間で、ネパール国境となる中国側吉隆(キドン。チベット自治区シガツェ市)から、カトマンズまでの越境鉄道建設可能性についてF/Sを進めている。

本調査では、これらの動きを総合的に把握・アップデートした上で詳細情報を収集し、他機関との連携の可能性を検討する。

### ④ DXの活用可能性の検討

今後の都市交通計画に関する協力においては、デジタル技術を活用した交通調査や需要予測モデル構築に関する手法、入手したデータの活用やモニタリングへの期待が高まっている。本調査においては、本プロジェクトで採用が検討可能なDX活用のアプローチ、手法、方策を検討すると共に、先方の組織体制やキャパシティ(実務能力、人員体制、技術力等)を確認する。

### ⑤ ジェンダーへの配慮、インクルーシブな開発にかかる検討

都市交通に関する計画や事業における脆弱層(女性、貧困層、子供、高齢者、障がい者等)への配慮の状況を把握・分析する。その上で、本プロジェクトで考慮すべき取り組みを検討し、プロジェクトデザインに反映させるべく、以下の項目について分析・検討する。

- プロジェクトの枠組みの中でインクルーシブネスに関する課題を解消するための活動を特定・設定する。
- インクルーシブネスの視点に立ったアウトプット(成果)設定の可能性を検討する。
- インクルーシブネスの視点に立った取り組みを測定するための指標を設定する。

### ⑥ 業務履行の確認プロセス

業務履行に当たっては、十分発注者と協議する。特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行った上で、業務方針について確認を得る。

- 調査計画の策定時
- 実施機関・関係機関、他ドナー等への質問票の作成時
- 実施機関・関係機関、他ドナー等への面談実施時、質問票の回収時

➤ 詳細計画策定調査報告書（案）の作成時

なお、JICA 団員よりも先に現地調査を開始する場合には、先方実施機関等との面談議事録を発注者に速やかに共有する他、調査進捗報告を行う。

## 7. 業務の目的・内容

### (1) 業務の目的

ネパール国カトマンズ盆地都市交通システムマスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（以下、「本調査」という。）は、以下を目的として実施する。

- ① 本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について詳細計画策定調査結果にまとめること
- ② 他ドナーを含む関連機関との役割分担・連携方針を確認すること
- ③ 関連する上位政策・計画を確認し、先方実施機関と協力の枠組みについて担当各分野の観点から確認・協議し、合意文書締結に協力すること
- ④ 環境社会配慮に係る情報収集および情報公開用資料の作成を行うこと

### (2) 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA職員を含む他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定及び事業事前評価のために必要な以下の調査を行う。

具体的には下表に\*印が記載されている事項を行う。\*印が記載されていないものは他の調査団員が主体的に対応する。なお、調査内容に密接な関係がある「都市計画」団員の所掌分野も含めたとりまとめに協力する。

番号	項目	
(1)	<b>調査計画の検討</b> 要請書・関連報告書等の資料から要請背景及び内容を把握し、担当分野にかかる詳細計画策定調査の調査計画、方針（各調査項目の情報収集方法、質問票（案）等を含む）、面談先、調査実施スケジュール等を検討する。また詳細計画策定調査報告書（目次案）について、発注者及び他団員と協議の上、取り纏める。	*
(2)	<b>都市交通計画関連法、政策、計画、戦略等のレビュー</b> 都市交通計画に関する法規制の整備状況や既存の政策、開発計画及び戦略、既往の取り組みのレビューを行い、現状及び課題を整理する。関連法制度・規制・ガイドラインの実効性や課題等についても整理を行う。	*



(3)	<p><b>対象地域の現況把握</b></p> <p>既存情報のレビューおよび現地踏査を通じて対象地域の都市の成り立ちや主要産業、人口動態及び都市交通の現況を整理する。特に都市交通分野では、交通渋滞箇所と発生要因、公共交通・パラトランジット、道路状況とネットワーク、鉄道、貨物物流基地・施設の位置等についても確認する。</p>	*
(4)	<p><b>都市交通に関連する政府機関の分析</b></p> <p>中央省庁・自治体等の事業計画、過去の事業実施実績（時期、規模、金額、概体等の事業計画）を整理する。そして、ステークホルダーの役割を把握して関係性を整理する（ステークホルダーマッピング）とともに、各機関の組織体制・実施能力の確認（キャパシティアセスメント）を行う。その上で、本プロジェクトの実施体制の検討を行う。</p>	*
(5)	<p><b>都市交通インフラ事業に関する申請・許申請・許認可制度の確認</b></p> <p>対象地域内での交通インフラ整備の計画・実施プロセスや承認権限、開発許認可の制度等にかかる整備状況と実態、課題を把握する。特に、世界遺産地区内や重要文化財等が存在する区域の交通インフラ整備の計画・実施プロセスや承認権限、開発許認可の制度等にかかる整備状況と実態、課題を把握する。</p>	*
(6)	<p><b>都市交通に係る開発機関、政府、民間事業者、NGO等の活動及び開発手法のレビュー</b></p> <p>都市交通に係る開発機関、政府、民間事業者、NGO等による最新の動向、事業の計画・進捗状況及び開発手法、開発主体、資金、アプローチ、課題、関心について整理する。とりまとめた情報をもとに本プロジェクトへの開発手法の適用可能性や関係機関との連携の方法を検討する。</p>	*
(7)	<p><b>カトマンズ盆地における主要な開発課題の分析</b></p> <p>上記の情報収集を踏まえ、都市交通分野における主要な課題の特定・分析を行い、課題解決に向けたアプローチを整理する。</p>	*
(8)	<p><b>必要な交通調査の内容・手法、パイロット事業の検討</b></p> <p>本プロジェクトで行う必要のある交通調査の内容（規模、実施手法）について整理する。また、本プロジェクトでパイロット事業を行うことが効果的なカウンターパートの能力強化につながると判断される場合には、パイロット事業の選定方法や内</p>	*

	容を検討する。	
(9)	<p><b>DXの活用可能性の検討</b></p> <p>本プロジェクトで実施する交通調査や需要予測モデルの構築、入手したデータの活用やモニタリング等において、デジタル技術の活用可能性及び方策を検討する。また、実施にあたっての対象地域における各種規制（データ入手に必要な手続き等を含む）、先方の組織体制やキャパシティ（実務能力、人員体制、技術力等）を確認する。</p>	*
(10)	<p><b>本格協力の提言検討</b></p> <p>担当分野に対する本プロジェクトの内容および実施手法を検討し、プロジェクトの枠組み案（アウトカム、アウトプット、インパクト及びこれらに必要な調査・活動）調査工程（Plan of Operation）案を作成する。また、本プロジェクトで必要となる現地再委託業務のTORを検討するとともにローカルコンサルタントに関する情報（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価実績など）を整理する。</p>	*
(11)	<p><b>環境社会配慮に関する確認環境社会配慮に関する確認</b></p> <p>本プロジェクトは「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)(以下、JICA環境ガイドライン (2022年1月)の環境カテゴリBに指定されていることから、以下の調査を行う。</p> <p>①環境・社会面の法制度概要の調査  ②予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成  ③実施機関の環境社会配慮に関する実施能力の把握  ④環境社会配慮面のパイロットプロジェクト選定基準の確認  ⑤情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成  ⑥気候変動リスク評価の準備（可能な範囲で、「JICA気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)（緩和策）（3. 道路、橋梁、鉄道などによる渋滞緩和等（旅客）」を参考に、本体プロジェクトにより実現されうる事業効果としての温室効果ガス削減量を推計し、結果を取り纏めるための情報を収集する。）</p>	
(12)	<p><b>キャパシティアセスメントを踏まえた能力強化協力方針の検討</b></p> <p>関係機関のキャパシティアセスメントを行い、担当分野に係る能力強化方針や到達指標、成果指標を検討して本プロジェクトのプロジェクトデザインへの反映を提案する。</p>	*

(13)	<b>本プロジェクトの実施方法の検討</b> 上記を踏まえ、担当分野の観点からネパール側及び日本側（専門家の投入を含む）のプロジェクトの適切な実施体制について検討し、提言として取りまとめる。	*
(14)	<b>リスク管理チェックリスト作成に向けた情報提供</b> リスク管理チェックシートの作成に関し、プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報や横断的に留意すべき事項（環境社会配慮、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）について、担当分野の観点から情報提供を行い、作成に協力する。	*
(15)	<b>先方実施機関との合意文書の作成・協議への協力</b> JICAがネパール政府と締結するM/M(Minutes of Meetings)、R/D (Record of Discussions) 案（PO (Plan of Operation) (案) を含む）の作成・協議に際し、担当分野部分について協力する。	*
(16)	<b>事業事前評価表作成に向けた情報提供</b> 事業事前評価表の作成に関し、担当分野の観点から情報提供を行い、作成に協力する。	*
(17)	<b>各種打ち合わせ、協議等議事録の作成</b> 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加するとともに、他分野の団員と連携し議事録を作成する。	*
(18)	<b>調査結果取りまとめ、報告</b> 帰国（前／後）報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。調査結果報告書（案）を作成する。	*

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書（和文3部）

2023年10月13日（金）までに提出する。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）、担当分野に係る事業事前評価表（案）を添付し、電子データをもって提出する。

### (2) 収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）（電子データ）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ネパール・カトマンズを標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2023年9月上旬～9月下旬を予定しています。但し、相手国側の都合等により、変更の可能性があります。現地隔離期間はありません。  
本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定している。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
    - ア) 総括（JICA）
    - イ) 協力企画（JICA）
    - ウ) 都市交通計画（本コンサルタント）
    - エ) 都市計画（JICAが別途契約するコンサルタント）
    - オ) 環境社会配慮（JICAが別途契約するコンサルタント）
  - ③ 便宜供与内容  
JICAネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舎手配：あり
    - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
    - エ) 通訳傭上：なし
    - オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタ

ントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。  
カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・要請書（写）
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710\\_116\\_12345476.html](https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_116_12345476.html)
  - ・ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト最終報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031927.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段

等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

別紙：報告書目次案

## 詳細計画策定調査報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次及び各団員の担当箇所は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

### 地図、調査写真集、略語表

#### 第1章 詳細計画策定調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 調査の目的
- 1.3 調査団の構成
- 1.4 調査日程
- 1.5 主要面談者
- 1.6 協議結果概要
- 1.7 団長所感

#### 第2章 対象地域の概要

- 2.1 カトマンズ盆地の概要
- 2.2 都市の成り立ち、各地区の人口、面積、土地利用状況（行政範囲図含む）、GDP、産業構造等の概況把握のためのベースラインデータ
- 2.3 社会経済状況の変化

#### 第3章 政府機関等及び関連法制度

- 3.1 関連する法律・事業の申請・認可制度
- 3.2 関連する財政状況（政府・ドナー予算等）
- 3.3 関連する各組織の組織構成、実施体制及び能力開発の状況（キャパシティアセスメント）、課題、事業事例
- 3.4 実施機関及び関係機関の関係性

#### 第4章 都市交通の現状

- 4.1 都市交通に関する国、郡の政策・将来計画
- 4.2 都市交通ネットワークの現状

- 4.3 都市内トリップおよび交通ボトルネックの現状
- 4.4 都市交通に関する規制・運用（交通規制、駐車規制、交通安全等）
- 4.5 都市交通インフラ整備や交通管理に関する既存の取り組み

## **第5章 都市計画・開発**

- 5.1 都市計画・開発にかかる国、県、市の政策・将来計画
- 5.2 都市機能の空間配置の現状
- 5.3 都市計画・開発の現状（現地踏査結果を含む）
- 5.4 都市計画・開発に関する規制・運用（ゾーニング規制等）
- 5.5 まちづくりにおいて対象地域が大切にしている価値等
- 5.6 都市計画・開発に関する既存の取り組み

## **第6章 開発機関（世界銀行、アジア開発銀行、他）・企業・NGO等の動向**

- 6.1 都市交通分野の事業
- 6.2 都市計画・開発に関する事業
- 6.3 その他の関連事業
- 6.4 政府・開発機関・企業・NGO等による計画・実施中の主要事業一覧

## **第7章 都市交通における主要課題**

- 7.1 都市交通分野における将来を見据えた主要な課題の分析
- 7.2 本格協力で対象とする開発課題

## **第8章 本格協力への提言**

- 8.1 プロジェクト全体に係る提言
  - 8.1.1 本格協力の体制（JCC、テクニカルワーキンググループ等）
  - 8.1.2 日本側実施体制・投入規模
  - 8.1.3 想定される再委託業務のTOR案
  - 8.1.4 他ドナー・企業・団体等との連携方策
  - 8.1.5 ローカルリソースの活用方策
  - 8.1.6 都市交通計画・マネジメントのためのDXの活用可能性
  - 8.1.7 本格協力における工程・スケジュール
  - 8.1.8 モニタリング実施方針
- 8.2 各成果に関する活動の実施方針
- 8.3 その他実施上の留意事項

## **第9章 環境社会配慮**



- 9.1 ネパール国の環境社会配慮に係る法制度・組織
- 9.2 実施機関の環境社会配慮に関する実施能力
- 9.3 環境社会配慮面のパイロットプロジェクト選定基準
- 9.4 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案

## **第10章 プロジェクトの事前評価**

- 10.1 DAC6項目評価
- 10.2 前提条件・外部条件の分析及び外部要因リスク
- 10.3 プロジェクトの枠組み（アウトカム、アウトプット、インパクト及びこれらに必要な調査・活動）

### **付属資料**

- 1.M/M
- 2.PO案、リスク管理チェックシート
- 3.調査日程
- 4.面談者リスト
- 5.面談録一式
- 6.収集資料リスト